





# 禁煙外来のご案内

## 禁煙外来とは？

禁煙は、自分一人ではなかなか達成できません。病院のサポートを受けながら、禁煙をしてみませんか？禁煙外来では、医師が、あなたの喫煙歴をきちんと把握した上で、禁煙補助薬の処方、治療の経過を見守ってくれます。禁煙中の症状（イライラ、眠くなる等）が起こっても、医師に相談できるので、うまく続けていくことができます。

## 健康保険を使って、禁煙ができます

近年、ニコチン依存症は病気であることが認識されるようになり、一定の条件を満たせば健康保険を使って禁煙治療ができます。健康保険が適用されるには下記の「禁煙治療を受けるための要件」4点を満たしている必要があります。

 <b>1</b> <b>ニコチン依存症</b> を診断するテストで <b>5</b> 点以上	 <b>2</b> $1日の平均喫煙本数 \times これまでの喫煙年数 = 200$ 以上 2016年4月より35歳未満にはこの要件がなくなりました。 健康保険等による禁煙治療の対象患者さんが広がりました。	 <b>3</b> <b>直ちに</b> <b>禁煙を始めたい</b> と思っている	 <b>4</b> <b>禁煙治療</b> を受ける ことに文書で <b>同意</b> している
---	---	--	--

## 禁煙の補助薬は3種類

禁煙のための補助薬を使うことで、ニコチン切れの離脱症状があらわれにくくなり、禁煙を続けやすくなります。

禁煙補助薬には、ニコチンを含まない飲み薬、ニコチンパッチ、ニコチンガムの3種類があります。医師が処方し、健康保険等が使えるのは、ニコチンを含まない飲み薬と、医療用のニコチンパッチです。ニコチンガムと、一部のニコチンパッチは、薬局で買うことのできる一般用医薬品になります。

医師により処方され健康保険等の適用が可能なのは、ニコチンを含まない飲み薬と療用のニコチンパッチです。

 <b>ニコチンを含まない飲み薬</b> 適用が可能	 <b>ニコチンパッチ</b> 適用が可能※	 <b>ニコチンガム</b> 適用されません
--	--	---

※ニコチンガムと一部のニコチンパッチは、薬局・薬店で購入する一般用医薬品であり、健康保険等は適用されません

日本循環器学会, 日本肺癌学会, 日本癌学会, 日本呼吸器学会：禁煙治療のための標準手順書 第6版：2014 [L20140807011]より作図

**健保診療所で禁煙治療ができます（予約制）**  
**TEL (0493) 22-0890（代表）診療所 看護師まで**